

氷川町ブランドマーク等作成業務仕様書

1. 業務名

氷川町ブランドマーク等制作業務

2. 業務の目的

「氷川町らしさ」を表現するブランドマーク等を制作することにより、住民が誇りに思い、対外的な発信力を高めることを目的とする。

3. 履行期間

契約締結日の翌日から令和 7 年 10 月 31 日まで

4. 業務内容

(1) ブランドマーク等の制作

- ・ 氷川町オリジナルのデザインとなっていること。
- ・ 色彩は自由。ただし、単色刷りでも識別が可能なデザイン及び配色であること。
- ・ ポスター、チラシや名刺などの印刷物等に掲示することを想定し、目に留まりやすく、印象に残るデザインとなっていること。
- ・ 描画ソフトにより作成されたもので、デザインは拡大・縮小しても使用可能なものとなっていること。（手描きは不可）
- ・ 決定したブランドマーク等の発表は、令和 7 年 10 月開催の氷川町誕生 20 周年記念式典を予定していることから、発表時の演出（シナリオやパネル等）を企画し、実施すること。なお、式典の運営は本業務に含まれていない。

(2) 制作上の留意点

- ・ ブランドマーク等はすべて未発表で、オリジナル作品であること。
- ・ ブランドマークのカラーやサイズ、周辺余白、町公式ホームページ等で展開する場合の規則を統一し、細かく定めたデザインマニュアルを制作すること。

(3) 納品期限

- ・ ブランドマーク等の画像データ 令和 7 年 9 月 12 日（金）
- ・ タグライン 令和 7 年 9 月 12 日（金）

- ・デザインマニュアルの電子媒体 令和7年10月31日（金）
- ・氷川町誕生20周年記念式典における
演出・企画・実施 令和7年10月1日（水）

5. 成果物

- ・ブランドマーク等の画像データ（ai、jpeg、gif、png、PDF）
- ・タグライン
- ・デザインマニュアルの電子媒体
- ・氷川町誕生20周年記念式典における発表時の演出企画・実施

6. 支払方法

履行後一括払い

7. その他

（1）著作権については、以下の取扱いとする。

- ・本業務により新たに発生した著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、氷川町に帰属することとし、氷川町（氷川町が指定するものを含む。）は受託者に事前の連絡なく加工及び二次利用できることとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、氷川町は権利留保物について独占的に使用できるものとする。
- ・受託者は、本業務の成果物に第三者が権利を有する著作権等が含まれる場合は、当該著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うこととする。
- ・受託者は、氷川町に対し、本町納品物に関する著作権者人格権を一切行使しないものとする。
- ・採用するブランドマーク等から生じる商標権等の権利者は氷川町とする。
- ・ブランドマーク等について、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、受託者の責任、負担において、当該紛争における一切を処理しなければならない。

- ・ 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- （２）受託者は、本業務(再委託をした場合を含む。)を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- （３）この仕様書に定めのない事項については、受託者と町が必要に応じて協議するものとする。